

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (建築指導課)

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (東部創造行田支所)
○自動車取得税等データエントリ業務に関する落札者等の公示 (税務課)

○税務総合オンラインシステムに係る随意契約に関する公示 ()

○税務総合オンラインシステム運用管理業務委託に関する入札公告 ()

○彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務の落札者等に関する告示 (広聴広報課)

○大気汚染常時監視システムの機器貸借に関する随意契約の相手方の公示 (青空再生課)
○朝霞都市計画生産緑地地区の変

更

(みどり自然課)
○身障・療育手帳交付システムのサーバ機器等の賃貸借に関する入札公告 ()

○さいたま新産業拠点(SKIPシティ) A2街区専有部維持管理業務の随意契約に関する公示 (彩の国ビジュアルプラザ)

○さいたま新産業拠点(SKIPシティ) A2街区共用部維持管理業務の随意契約に関する公示 ()

○埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運営に関する業務の随意契約に関する公示 ()

○埼玉県彩の国ビジュアルプラザ映像データベース・システム運営業務の随意契約に関する公示 ()

○埼玉県彩の国ビジュアルプラザ使用料徴収事務委託 ()

(彩の国ビジュアルプラザ)

○平成十九年度職業訓練指導員試験の実施 (職業能力開発課)

○測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)

○測量法に基づく基本測量の実施 ()

○荒川左岸南部流域下水道乾燥ばいじん(セメント原料化)処分業務に関する随意契約の相手方決定の公示 (荒川左岸南部下水道事務所)

○荒川左岸南部流域下水道乾燥ばいじん収集運搬業務の落札者に関する公示 ()

○荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化)処分業務その1の落札者に関する公示 (荒川右岸下水道事務所)

○荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化)処分業務その2の落札者に関する公示 ()

○中川流域下水道ばいじん(セメント原料化)処分業務その2の落札者に関する公示 (中川下水道事務所)

○中川流域下水道ばいじん(セメント原料化)収集運搬業務その2の落札者に関する公示 ()

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)

○都市計画に関する公聴会の中止 (住宅課)

○選挙管理委員会の招集 (選管委)

○直接請求のための署名収集の禁止期間 ()

○開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土)

○ ()

○ ()

○ ()

○ ()

○ ()

○ ()

○ ()

○ ()

○ ()

○ ()

○ ()

○ ()

○ ()

○ ()

○ ()

○ ()

○ ()

○ ()

○ ()

○ ()

○ ()

○ ()

○ ()

○ ()

規則

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十二号

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成十八年埼玉県条例第六十八号)の施行期日は、平成十九年七月一日とする。

告示

埼玉県告示第八百三十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律

第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センター行田支所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/)により縦覧に供する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県知事 上田清司

- 一 申請のあった年月日 平成十九年五月十四日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人さんわ

- 三 代表者の氏名 小野 正利
四 主たる事務所の所在地 埼玉県北埼玉郡北川辺町大字向古河字下悪戸二千五百十一番地五
五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者及び障害者の方々に対して、介護保険法に基づき居宅サービスや障害者自立支援法に基づ

く障害福祉サービス等、総合的な福祉サービスをを行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第八百三十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量 自動車取得税等データベース構築業務 1,080,000件
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日 平成19年3月28日

4 落札者の氏名及び住所 株式会社KSK データ 埼玉県さい

たま市大宮区古敷町1丁目92番地3

5 落札金額

1件につき 29,25円(消費税及び地方消費税を除く。)

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日 平成19年2月16日

埼玉県告示第八百三十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量 別表のとおり
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
3 随意契約の相手方を決定した日 別表のとおり
4 随意契約の相手方の氏名及び住所 別表のとおり

- 5 契約金額
別表のとおり
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号又は第2号に該当

購入等件名及び数量	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	契約金額	備考
税務総合オンラインシステム端末機等 賃貸借 一式	平成19年4月1日	株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	112,936,320円	②
税務総合オンラインシステムネットワーク機器賃貸借一式	平成19年4月1日	株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	33,100,200円	②
埼玉県自動車保有関係手続システムソフトウェアシステム用設備賃貸借一式	平成19年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号	41,328,000円	②
自動車税分配情報作成業務 一式	平成19年4月2日	財団法人地方自治情報センター 東京都千代田区1番町25番地	自動車登録情報作成 12円(1件当たりの単価(消費税を除く。)) 県外移転情報作成 2円(1件当たりの単価(消費税を除く。))	①

備考欄中①は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定に該当する随意契約、②は同項第2号の規定に該当する随意契約である。

埼玉県告示第183十六号

MTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達のいっぺん、次のとおり一般競争入札にする。

平成十九年五月二十五日

埼玉県長 田 豊 臣

- 1 調達内容
 - (1) 購入等件名及び数量
税務総合オンラインシステム運用管理業務 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間
平成19年8月1日(水)から平成22年12月31日(金)まで。ただし、平成20年度以降において、埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。
 - (4) 履行場所
埼玉県総務部税務課
 - (5) 入札方法
入札金額は、本件業務一式の価格を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。
 - (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

- (4) ISMS 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- (5) 都道府県又は政令市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）において税務関連システム維持管理業務の実績を有する者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 杉浦 和也 電話048-830-2662（直通）
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。
 - (3) 入札説明会の場所及び日時
埼玉県庁職員会館地下 B02会議室 平成19年6月8日（金）午前10時30分
入札・開札の場所及び日時
埼玉県庁職員会館2階204会議室 平成19年7月6日（金）午前10時30分
 - (5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限
ア あて先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当
イ 受領期限
平成19年7月5日（木）午後5時（必着）
 - 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた

- 額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成19年6月22日（金）までに3(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
イ 入札者は、入札書を指定の日時及び場所に提出しなければならない。
(4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書
(5) 契約書作成の要否
(6) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(7) 手続における交渉の有無
無
(8) 競争入札参加資格の付与
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当（電話048-830-5775（直通） 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号）に提出すること。
(9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
5 Summary
(1) Nature and Quantity of the Services Required :

Operation and management of the Saitama Prefectural Taxation Online System.

(2) Deadline for Submissions:

By mail : 5 : 00 p.m., July 5, 2007

In person : 10 : 30 a.m., July 6, 2007

(3) Contact Point for More Information :

Taxation On-line Group, Taxation Division General Affairs Department

Takasago 3-15-1, Urawaku, Saitama-shi 330-9301

Telephone. 048-830-2662

埼玉県告示第八百三十七号

WTOに基づいて政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札率を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県知事 上田 清 司

1 購入等件名及び数量

彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務 2,350千部(平均)×12回(12ページ×8回・16ページ×4回)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部広聴広報課彩の国だよりの担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成19年3月23日

4 落札者の氏名及び住所

埼玉県折込広告事業協同組合 埼玉県さいたま市北区奈良町157番地4

5 落札金額

8,67円(12ページ税抜き1部当たり

の単価)

8,67円(16ページ税抜き1部当たりの単価)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成19年2月9日

埼玉県告示第八百三十八号

WTOに基づいて政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県知事 上田 清 司

1 購入等件名及び数量

大気汚染常時監視システムの機器貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県環境部青空再生課大気監視担当 埼玉県さいたま市桜区上大久保

当

639番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成19年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号

5 契約金額

40,572,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条

埼玉県告示第八百四十号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年五月二十五日

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

身障・療育手帳交付システムのサーバ機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成19年7月1日(日)から平成24年6月30日(土)まで

ただし、平成20年度以降において、埼玉県の歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総合リハビリテーションセンター福祉局相談部が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その

第1項第2号に該当

埼玉県告示第八百三十九号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県知事 上田 清 司

端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の賃貸」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。

(4) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒362-8567 埼玉県上尾市大字西貝塚148番1 埼玉県総合リハビリテーションセンター福祉局相談部障害認定担当 矢島直子、高橋洋吏 電話 048-725-0216(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成19年6月1日(金)まで、上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県総合リハビリテーションセンター B 棟第 2 会議室

イ 日時

平成19年6月1日(金) 午前10時

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県総合リハビリテーションセンター F 棟研修室

イ 日時

平成19年6月15日(金) 午前10時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成19年6月6日(水)までに3(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に該当する入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者が提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他の詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第八百四十一号

WTIOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

- 平成十九年五月二十五日
埼玉県知事 上田 清 司
- 1 購入等件名及び数量
さいたま新産業拠点(SKIP シティ)
- A2街区専有部維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県彩の国ビジュアルプラザ総務・運営担当 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 スキップシティ 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
68,397,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

埼玉県告示第八百四十二号
WTIOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約

の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

- 平成十九年五月二十五日
埼玉県知事 上田 清 司
- 1 購入等件名及び数量
さいたま新産業拠点(SKIP シティ)
- A2街区共用部維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県彩の国ビジュアルプラザ総務・運営担当 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 スキップシティ 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
71,347,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

埼玉県告示第八百四十三号
WTIOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年五月二十五日
埼玉県知事 上田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運営業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県彩の国ビジュアルプラザ総務・運営担当 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 スキップシティ 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
447,921,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

埼玉県告示第八百四十四号
WTIOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約

の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

- 平成十九年五月二十五日
埼玉県知事 上田 清 司
- 1 購入等件名及び数量
埼玉県彩の国ビジュアルプラザ映像データベース・システム運営業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県彩の国ビジュアルプラザ総務・運営担当 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 デジタルスキップスレーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
149,177,805円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

埼玉県告示第八百四十五号
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第16号)第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に

同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成十九年五月二十五日

埼玉県知事 上田 清 司

施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県彩の国ビジュアルプラザ及び同施設の附属設備	川口市上青木三丁目十二番六十三号 株式会社スキップシティ 代表取締役社長 横田 真理也	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

埼玉県告示第八百四十六号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県知事 上田 清 司

一 試験を実施する免許職種及び科目

イ 免許職種

全職種

ロ 試験科目

学科試験のうち指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規)

二 受験資格

イ 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。

(1) 職業能力開発促進法第四十四条

第一項の技能検定に合格した者

(2) 職業能力開発促進法施行規則

(昭和四十四年労働省令第二十四号)第四十五条の二第二項各号の

いずれかに該当する者又は同条第三項各号のいずれかに該当する者のうち、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科を免除されたもの

ロ イにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

三 試験期日

平成十九年七月二十八日(土)

四 試験会場

さいたま市浦和区岸町七丁目五番十

さいたま共済会館
五 受験申請の手続

イ 提出書類

- (1) 職業訓練指導員試験受験申請書(受験票に五十円分の郵便切手を貼り付けること。)
- (2) 履歴書
- (3) 受験資格を証明する書類
- (4) 写真(申請日前六月以内に正面上半身を無帽で撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルの大きさのもの。裏面に氏名及び受験職種を記入すること。)
- (5) 職業能力開発促進法施行規則第四十六条の規定に基づく試験の免除を受けようとする者にあつては、免除資格のあることを証明する書類
- (6) 長形三号(長さ二十三・五センチメートル、幅十二センチメートル)の封筒(受験者の氏名、住所及び郵便番号を記載し、八十円分の郵便切手を貼り付けること。)

ロ 提出方法等

提出方法	受付場所及び提出日時
持参	等
埼玉県自治会館三〇九会議室	
平成十九年六月二十六日(火)及び同月二十七日(水)	午前十時

から正午まで及び午後一時から四時まで

郵送	郵便番号三三〇一九三
	〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一
	号 埼玉県産業労働部職業能力開発課技能振興担当
	平成十九年六月一日(金)から同月二十九日(金)までの消印のあるものを有効とする。なお、郵送方法は必ず簡易書留とすること。

六 試験手数料の金額及び納付方法

イ 試験手数料の金額 三千円。ただし、指導方法そのものが免除となる者は試験手数料は不要とする。

ロ 納付方法

三千円分の埼玉県収入証紙を職業訓練指導員試験受験申請書にはり付けて納付すること。

七 合格発表

平成十九年八月二十四日(金)から同月三十日(木)まで埼玉県庁本庁舎一階南側玄関の掲示板に掲示するほか、受験者に通知する。

八 その他

イ 職業訓練指導員試験受験申請書及び履歴書用紙は、埼玉県産業労働部職業能力開発課、各県立高等技術専

門校、埼玉県立職業能力開発センター、各産業労働センター及び埼玉県職業能力開発協会において配布する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒(日本工業規格A列四番の大きさの書類が入るもので、その表に送り先を明記し、百二十円分の郵便切手をはり付けたもの)を同封すること。

試験に関し不明な点については、左記に問い合わせる。

埼玉県産業労働部職業能力開発課 技能振興担当 電話 〇四八(八三〇)四六〇二

埼玉県告示第八百四十七号

測量計画機関の長である蓮田市長中野和信から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種類

公共測量(四級基準点測量)

二 作業期間

平成十九年五月十四日から平成十九年九月三十日まで

三 作業地域

蓮田市大字黒浜

埼玉県告示第八百四十八号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種別

基本測量(基盤地図情報(標高・オルソ)作成作業)

二 作業期間

平成十九年五月一日から平成二十年三月二十四日まで

三 作業地域

さいたま市、川越市、川口市、秩父市、所沢市、飯能市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、川島町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町及び松伏町

埼玉県告示第八百四十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約

の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量 荒川左岸南部流域下水道乾燥ばいじん(セメント原料化)処分業務一式
2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所総務・管理担当 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号

3 随意契約の相手方を決定した日 平成19年3月19日
4 随意契約の相手方の氏名及び住所 三菱フテリアル株式会社 東京都千代田区大手町1丁目5番1号

5 契約金額 14,000円(税抜き1トン当たりの単価)
6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
7 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

埼玉県告示第八百五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量 荒川左岸南部流域下水道乾燥ばいじん収集運搬業務一式
2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所総務・管理担当 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号

3 落札者を決定した日 平成19年3月28日
4 落札者の氏名及び住所 首都圏産業株式会社 埼玉県川口市本町4丁目3番6号

5 落札金額 11,900円(税抜き1トン当たりの単価)
6 契約の相手方を決定した手続 指名競争入札
7 入札の公示を行った日 平成19年2月2日

埼玉県告示第八百五十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量 荒川右岸流域下水道ばいじん(セメ

- 1 ント原料化) 処分業務その1 一式 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県荒川右岸下水道事務所総務・管理担当 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号
- 2 落札者を決定した日
平成19年3月19日
- 3 落札者の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社 東京都中央区明石町8番1号
- 4 落札金額
13,450円 (税抜き1トン当たりの単価)
- 5 契約の相手方を決定した手続き
指名競争入札
- 6 入札の公示を行った日
平成19年2月2日

埼玉県告示第八百五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

- 1 購入等件名及び数量
荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化) 処分業務その2 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県荒川右岸下水道事務所総務・

- 1 管理担当 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号
- 2 落札者を決定した日
平成19年3月19日
- 3 落札者の氏名及び住所
秩父太平洋セメント株式会社 埼玉県秩父市大野原1800番地
- 4 落札金額
13,450円 (税抜き1トン当たりの単価)
- 5 契約の相手方を決定した手続き
指名競争入札
- 6 入札の公示を行った日
平成19年2月2日

埼玉県告示第八百五十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

- 1 購入等件名及び数量
中川流域下水道ばいじん(セメント原料化) 処分業務その2 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県中川下水道事務所総務・管理担当 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番82号
- 3 落札者を決定した日
平成19年3月19日

- 1 落札者の氏名及び住所
住友大阪セメント株式会社 東京都千代田区六番町6番地28
- 2 落札金額
13,500円 (税抜き1トン当たりの単価)
- 3 契約の相手方を決定した手続き
指名競争入札
- 4 入札の公示を行った日
平成19年2月2日

埼玉県告示第八百五十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

- 1 購入等件名及び数量
中川流域下水道ばいじん(セメント原料化) 収集運搬業務その2 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県中川下水道事務所総務・管理担当 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番82号
- 3 落札者を決定した日
平成19年3月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社リサイクル事業団 埼玉県

- 1 古川市大字加藤629番地1
- 2 落札金額
7,500円 (税抜き1トン当たりの単価)
- 3 契約の相手方を決定した手続き
指名競争入札
- 4 入札の公示を行った日
平成19年2月2日

埼玉県告示第八百五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

- 1 許可番号
平成19年5月15日
- 2 指令行整第一八〇〇八五二号
- 3 検査済証番号
平成19年5月21日第十三号
- 4 開発区域に含まれる地域の名称
北埼玉郡騎西町大字上崎字前原三三〇—一、三三〇—六、三三〇—七
- 5 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北埼玉郡騎西町大字道地一三三番地
- 6 吉野建設株式会社
代表取締役 吉野 道夫

埼玉県告示第八百五十六号

平成十九年四月十三日付け埼玉県告示第六百五十三号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一	番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の種 類及び名称	期日及び時間	場 所
	所沢	所沢市		「住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	平成十九年五月 三十一日午後二 時から	所沢市役所六階六〇 四会議室

埼玉県告示第八百五十七号

平成十九年四月十三日付け埼玉県告示第六百五十三号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一	番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の種 類及び名称	期日及び時間	場 所
	新座	新座市		「住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	平成十九年六月 六日午後二時か ら	新座市民会館

埼玉県告示第八百五十八号

平成十九年四月十三日付け埼玉県告示第六百五十三号で告示した都市計画に関する

次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一	番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の種 類及び名称	期日及び時間	場 所
	富士見	富士見市 ふじみ野 市 三芳町		「住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	平成十九年五月 三十一日午後二 時から	富士見市ふじみ野交 流センター二階講座 室

埼玉県告示第八百五十九号

平成十九年四月十三日付け埼玉県告示第六百五十三号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一	番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の種 類及び名称	期日及び時間	場 所
	坂戸	坂戸市 鶴ヶ島市		「住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	平成十九年六月 六日午後二時か ら	鶴ヶ島市役所五階五 〇四会議室

埼玉県告示第八百六十号

平成十九年四月十三日付け埼玉県告示第六百五十三号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を

中止する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の種 類及び名称	期日及び時間	場 所
一	戸田	戸田市	「住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	平成十九年六月 四日午後二時か ら	戸田市役所五階大会 議室

埼玉県告示第八百六十一号

平成十九年四月十三日付け埼玉県告示第六百五十三号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の種 類及び名称	期日及び時間	場 所
一	上尾	上尾市 伊奈町	「住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	平成十九年六月 四日午後二時か ら	上尾市上尾公民館 (文化センター内) 講座室五〇一

埼玉県告示第八百六十二号

平成十九年四月十三日付け埼玉県告示第六百五十三号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の種 類及び名称	期日及び時間	場 所
一	越谷	越谷市 吉川市 松伏町	「住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	平成十九年五月 三十一日午後二 時から	越谷市中央市民会館 第四、五、六会議室

埼玉県告示第八百六十三号

平成十九年四月十三日付け埼玉県告示第六百五十三号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の種 類及び名称	期日及び時間	場 所
一	春日部	春日部市	「住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	平成十九年六月 八日午後二時か ら	春日部市商工振興セ ンター「アクシス春 日部」

埼玉県告示第八百六十四号

平成十九年四月十三日付け埼玉県告示第六百五十三号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一	番号 久喜	都市計画 区域名	市町村名 久喜市	都市計画の種 類及び名称 「住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	期日及び時間 平成十九年六月 八日午後二時か ら	場 所 久喜総合文化会館広 域文化展示室
---	----------	-------------	-------------	---	-----------------------------------	-------------------------------

埼玉県告示第八百六十五号

平成十九年四月十三日付け埼玉県告示第六百五十三号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成十九年五月二十五日から三十日間埼玉県土整備部道路環

路 線 名	川 越 栗 橋 線	供 用 開 始 の 区 間	桶川市北二丁目一六二番二地先から同市北二丁目一六三〇番二地先まで	供用開始の期日	平成十九年五月二十五日	備 考	延長一一・八〇メートル
-------------	-----------------------	---------------------------------	----------------------------------	---------	-------------	--------	-------------

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成十九年五月二十五日から三十日間埼玉県土整備部道路環

会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一	番号 蓮田	都市計画 区域名	市町村名 蓮田市 白岡町 菑蒲町	都市計画の種 類及び名称 「住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	期日及び時間 平成十九年六月 八日午後二時か ら	場 所 蓮田市中央公民館二 階研修室
---	----------	-------------	---------------------------	---	-----------------------------------	-----------------------------

境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 齊藤善孝

境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 齊藤善孝

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
川越栗橋線	桶川市大字坂田字目澤一六三三番一地从先から同市大字坂田字目澤一六六〇番一五地先まで	平成十九年五月二十八日	延長一五二・七〇メートル

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十二号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十九年五月十七日

指令飯整第一八〇〇一三三三号

二 検査済証番号

平成十九年五月二十一日

飯整第一九〇〇〇七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字上野字滝合一八五

八番五、七、九、一〇、一八五九番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡越生町大字上野一八五八番地

五

石川 公子

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十三号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十九年三月二十日

指令飯整第一八〇〇六二〇号

二 検査済証番号

平成十九年五月二十二日

飯整第一九〇〇〇六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字長瀬字押立一九

三八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字岩井一五一〇番

地二

株式会社 ヤマニ

代表取締役 佐野 裕也

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七十一号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年五月一日

第一八〇二〇九〇号

二 検査済証番号

平成十九年五月十八日

第一九〇〇二三三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字出丸中郷字中根一

六三九一の一の部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡川島町大字出丸中郷一六三九番地

岩崎 勝広

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七十二号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年三月二十日

第一八〇一九六〇号

二 検査済証番号

平成十九年五月十八日

第一九〇〇一九九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字江和井字六丁四七

五―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字江和井一六二六一

島野 京子

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年三月八日

第一八〇一五九〇号

二 検査済証番号

平成十九年五月十八日

第一九〇〇二四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字平澤字金井二五四

一一二五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都あきる野市草化一三八九一

メゾンドフローラA一〇一号

神山 康宏

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年五月二十五日
埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年五月十四日

第一八〇一七八一号

二 検査済証番号

平成十九年五月二十一日

第一九〇〇二八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字黒岩字山ノ根三四

一一、三四一三、五一六、八一の一

部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字黒岩三四一二

下里 茂

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県行田県土整備事務所長

並木 孝之

一 許可番号

平成十九年四月十九日

指令行整第一八〇〇六七一号

二 検査済証番号

平成十九年五月十七日第五号

三 開発区域に含まれる地域の名称
北埼玉郡騎西町大字外田ヶ谷字本村

一一〇七一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字外田ヶ谷一一〇
七一一
木崎 英一

埼玉県選管告示第五十二号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十九年五月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

一 日時 平成十九年五月二十八日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 第二十一回参議院議員通常選挙について

ロ 埼玉県知事選挙の立候補予定者説明会の日時及び場所について

ハ その他

埼玉県選管告示第五十三号

埼玉県の区域において参議院議員通常選挙及び埼玉県知事選挙が行われることとなつたため、平成十九年五月二十九日から埼玉県知事選挙の期日までの間、埼玉県の区域においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

平成十九年五月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)